

【案  
パブリックコメント】

# 江津市教育大綱

令和8年度～令和12年度

(2026～2030)



令和8年3月策定

江津市  
GO GOTSU!

# はじめに

国においては、不安定な国際情勢、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大、頻発する規模の大きな自然災害、そして進展する人口減少社会などの予測困難な将来に対して、個人だけでなく、地域や社会全体においても幸せや豊かさを感じることができる未来となるために「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとして、第4期教育振興基本計画を令和5年6月に策定しました。

島根県では前述の社会情勢に加え、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、教員不足など、教育を取り巻く環境の大きな変化による課題の複雑化・多様化に対応するために、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした教育大綱と教育振興ビジョンを策定しています。

本市では、「第6次江津市総合振興計画（後期計画）」の基本理念である「小さくともキラリと光るまち ごうつ」に基づいて、本市の美しい海・山と江の川の自然を活かし、「元気」と「勇気」を持って市民が一緒に歩み、江津市に係るすべての人が「感動」を胸に宿すことができるまちの実現に努めています。

また、「産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり」「豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり」「いきいきとした人づくり・地域づくり」を基本目標として、今後のるべき姿を設定し、各種の施策に取り組んでいます。

一方、続く人口減少のなか、地域活動の担い手不足だけでなく、市内企業の人材不足も顕著であり、持続可能な地域づくりが必要となっており、人材育成の取組はますます重要となっています。さらに、見通しの立てにくい将来を前に、自他を尊重しながら、地域社会に新しい価値を創造する人材が求められています。

今回、これまでの江津市教育大綱の流れを引き継ぎながら、国・県の関係計画や市の計画、社会の要請する教育課題に対して、学校教育、社会教育、人権教育など、今後の本市の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に関して、総合的な施策の体系を示す新たな「江津市教育大綱」を定めました。

令和8年3月

江津市長 中村 中

## « 目 次 »

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱策定の経緯	1
3	大綱の期間	1
4	教育ビジョン	2
	「地域を愛し、共に学び、認め合い、未来を創る人づくり」	
5	教育ビジョンがめざす姿	2
	«めざす姿1» 主体的、協働的に学び続ける人	
	«めざす姿2» 地域とともに新しい価値を創造する人	
	«めざす姿3» 多様性を認め、自他を尊重する人	
	«学びの環境整備及び体制づくり»	
6	教育方針及び具体的な施策	3
	«めざす姿1» 主体的、協働的に学び続ける人	
	教育方針① 自立した学ぶ力を育む教育の推進	3
	教育方針② 豊かな心、健やかな体の育成	4
	教育方針③ 教育の場を通じた「つながり」「学び合い」の充実	5
	«めざす姿2» 地域とともに新しい価値を創造する人	
	教育方針① 地域に学び、地域に誇りをもつための教育の推進	6
	教育方針② 子どもの育ちを支えるネットワークの確立	7
	教育方針③ 文化芸術・スポーツ活動の振興	8
	教育方針④ イノベーションを担う人材の育成	9
	«めざす姿3» 多様性を認め、自他を尊重する人	
	教育方針① 共生社会の実現に向けた教育の推進	10
	教育方針② 自他を尊重する心の育成	11
	教育方針③ 多様なニーズに対応した学習機会の提供	12
	«学びの環境整備及び体制づくり»	
	方針① I C T活用のための基盤の整備	13
	方針② 子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境・体制づくり	14
	方針③ 「学びの保障」を支える体制整備	15
7	大綱の体系図	16
	【参考】児童生徒のこえ	17

## I 大綱策定の趣旨

「教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務づけられたものです。その内容については、教育基本法第17条第1項の規定に基づき政府が策定する教育の振興に関する施策の基本的な方針を参照し、地域の実情に応じ、目的や施策の根本となる方針を定めることとされています。本市においても「江津市教育大綱」を策定し、教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な目標や施策、方針を示します。

## 2 大綱改定の経緯

平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間、続く令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を期間として「江津市教育大綱」に基づいた教育を推進してきました。この度、期間終了に伴い、変化する時代に即した新たな教育大綱を策定することとなりました。江津市総合振興計画や、国、県の策定する教育に関する計画等を確認し、教育委員会内の議論をはじめ、江津市校長会や地域の意見、児童生徒の声を聴きながら見直し作業を進め、市長と教育委員会による「江津市総合教育会議」を経て、新たな「江津市教育大綱」を策定しました。

## 3 大綱の期間

本大綱が対象とする期間は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、国・県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本大綱を改定するものとします。

年 度	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
【国】教育振興基本計画 (5年ごとに改定)				→	●			→	●						
【県】しまね教育ビジョン (5年ごとに改定)				→	●		→	●							
【市】江津市総合振興計画 (10年ごとに改定)				→	●										
江津市教育大綱 (5年ごとに改定)	●			→	●		→	●		→	●	本大綱			

## 4 教育ビジョン

# 地域を愛し、共に学び、認め合い、 未来を創る人づくり

未来を担う子どもたちとわたしたちには、急速な社会情勢の変化に対応しながらも、心豊かでよりよい生き方を見つけることが求められています。そのなかで、持続可能な地域づくりに主体性をもって関わり、自他のウェルビーイングを向上させることが大切です。江津市教育委員会では、すべての教育活動を通じて自分らしさを發揮し、自分とは異なる多様な考えを認め、共に学ぶことで、自らの志を強くもちながら、地域社会に新たな価値をつくることができる人づくりを進めます。

## 5 教育ビジョンがめざす姿

教育大綱で掲げる「教育ビジョン」を実現するために以下の3つの《めざす姿》を設定し、併せてその基盤となる《学びの環境整備及び体制づくり》を進めます。

### 《めざす姿1》

#### 主体的、協働的に学び続ける人

一人一人が自分で考え、他者と一緒に学び合いながら自己実現に向けて行動する力を育みます。

### 《めざす姿2》

#### 地域とともに新しい価値を創造する人

自分の考えに固執することなく、地域社会の様々な考え方を受け入れながら、新しい価値を生み出す力を育みます。

### 《めざす姿3》

#### 多様性を認め、自他を尊重する人

様々な生き方を認めながら、自己理解を深め、他者も尊重する力を育みます。

学びの環境整備及び体制づくり

## 6 教育方針及び具体的な施策

江津市及び江津市教育委員会は前項の3つの「めざす姿」と「学びの環境整備及び体制づくり」を達成するために、以下の教育方針に基づき、具体的な施策を実施します。

めざす姿Ⅰ 主体的、協働的に学び続ける人

### 基本方針① 自立した学ぶ力を育む教育の推進

平成29年の学習指導要領改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づいて教育活動を進めるよう整理されています。予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自らの人生や社会をより良くしていくためには、自立して学びつづけることが大切であり、自ら学ぶ力を育む教育活動を推進します。

#### ■ 新しい時代に求められる資質・能力に対応した学びの提供

児童生徒の個性や興味、特技を鑑みた個別最適な学びを提供する必要があります。そのためにはICT機器の活用を進め、児童生徒の情報活用能力を高めながら、それぞれの学力を向上させる学びを提供します。また、多様な人々とコミュニケーションを図るために外国語教育や、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を推進します。

#### ■ 自ら課題を設定した探究的な学習の推進

物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を定め、結果を予測しながら計画的に解決策に取り組みます。さらに振り返って次の問題発見や解決につなげていく探究的な学習は、各教科で身に付けた力を総合的に活用することにつながる学習活動です。総合的な学習の時間や、特別活動等において探究的な学習の推進を図ります。

#### ■ 家庭学習等における主体的な学びの充実と支援

家庭学習の意義を学校と家庭が共通理解し、学習の質の向上と習慣化を図ります。また、授業と関連する課題だけでなく、子どもたちが自ら立てた課題と計画に応じた学習を進めることで、主体的な学びと学習意欲の向上を図ります。

## 基本方針② 豊かな心、健やかな体の育成

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、社会性、公共の精神、主体性を育むための基盤となる望ましい生活習慣の確立、体力の向上につながる取組が必要です。

### ■ 望ましい生活習慣の確立

早寝早起きなどの規則正しい生活習慣は、学習の面でも健康の面でも基盤となる行動です。例えば過度な電子メディア接触による健康や睡眠への影響についての理解などに基づいた、家庭でのルールづくりを促すなど、子どもたちが自ら考え、実践できる力を育成します。

### ■ 日常生活につながる体力向上・健康づくりの推進

体育・保健体育などの教科学習を柱にした重点的な取組や教育課程全体を通じて児童生徒の「体力」「健康確保」等の向上を行います。また、多様化する健康に関する課題についても学校・家庭・地域が連携した取組となるよう体制構築を行います。

### ■ 学校給食・食育の充実

安全・安心な学校給食の提供とともに、教材として活用した実践的な指導（栄養教諭の指導等）を行います。また、地域生産者や食の専門家との交流、連携等を通じて、生産者への感謝の心を育みながら、食に関する正しい知識と望ましい習慣を身につけ、健やかな体の育成にもつなげます。

### 基本方針③ 教育の場を通じた「つながり」「学び合い」の充実

学習者がお互いに自分の意見や考えを躊躇なく交換できる場は、学びを深めるうえで大切な土壌となります。そのためには、教育機関や、関係者の連携、教科の横断など、教育を進める側の連携と、学ぶ側のつながりを構築することで、学び合いの効果を深め、学習者の行動変容が期待できます。

#### ■ 幼小中連携・接続の推進

幼児期と小学校教育の円滑な接続を図るため、子育て支援課との連携のもと保育所（園）や認定こども園と小学校が情報共有できる機会を設けます。

また、校区内の小・中学校においてめざす子どもの姿を共有し、協働した教育活動、効果的な指導方法の工夫等についての取組を深めます。

#### ■ 教科横断的な学習の充実

社会的・職業的自立に向けて必要な能力（基礎的・汎用的能力等）や学習の基盤となる能力（言語能力、問題発見・解決能力、情報活用能力等）の育成をめざします。そのために、教科横断的な視点による教育課程編成のもと、現代的な諸課題に関する教育（※）を推進します。

また、学校図書館・ＩＣＴ環境の整備、高等学校等を含む教育関係機関との連携強化による学習の充実を図ります。

#### ■ 多様な意見に触れる機会の充実

児童生徒の様々な学習の基盤となる言語能力育成の重要性に鑑み、言語能力育成の中核的な教科である国語科を要として、各教科の特質に応じた言語活動を充実とともに異文化理解にもつながる外国語教育を推進します。この中で、自分とは異なる意見や考え方に対する機会を充実し、主体的・対話的でより深い学びの実現を図ります。

また、地域社会においても、「学び合い」の場を大切にし、こうした活動の支援を行います。

（※）現代的な諸課題に関する教育：伝統や文化に関する教育、主権者に関する教育、消費者に関する教育、法に関する教育、知的財産に関する教育など

### 基本方針① 地域に学び、地域に誇りをもつための教育の推進

家族や近所の人からの丁寧な関わりを受けて育つことや、地域の豊かな自然、歴史・文化などの地域資源を、そこに住む地域の方から学び、直接経験することで、自己存在感や自己肯定感が育まれ、地域を愛することにつながります。そのなかで、地域とともに、自分を大切にし、また相手も大切にできるような教育の展開が必要です。

#### ■ 江津市ふるさと・キャリア教育の取組

市内の小・中学校において、江津の「ひと・もの・こと」を活かした学習活動をとおして、ふるさとへの愛着と誇りを育むとともに、今の学びと未来の生活のつながりを常に意識して、児童生徒の自立をめざす教育を推進します。また、それぞれの地域の特徴や魅力を活用した社会教育を支援し、子どもたちの学びを深めます。

市内の県立学校（江津高等学校・江津工業高等学校・江津清和養護学校）においても、地域との連携を支援し教育の魅力化に寄与します。

#### ■ 体験活動・交流活動の推進

江津市にある自然環境や、伝統文化などを実際に感じることができる体験活動・交流活動を推進します。江津市内にある県立少年自然の家やB & G海洋センター等の実施する事業と連携を深め、事業の効果を高めます。

また、各校の魅力や、これまでの実践を活かした児童生徒の多様な体験活動・交流活動を推奨し、関係機関や企業等と連携しながら継続した取組を行うことで、教育活動の継続性の担保と、多様な経験とスキルを持った人材育成につなげます。

## 基本方針② 子どもの育ちを支えるネットワークの確立

よりよい教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と地域社会が共有し、教育機関や地域コミュニティ組織をはじめとした子どもの育成に関する地域団体等の有機的なネットワークを強化し、地域社会の未来を担う人材育成を推進します。

### ■ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育体制の構築

学校は、児童生徒の学びや成長を保障する役割とともに、社会資源として地域や住民の社会生活の核としても、その役割を果たします。

家庭教育は、全ての教育の出発点です。社会の変化に対応しながらも、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などの提供を行い、学校や地域とのよりよい関係性の構築を支援します。

地域においては、その地域の子どもたちがどのように育ってほしいか、それをどのように実現していくかのビジョンを共有し、地域主体の多様な関わりを行うことで、子どもたちに多様な経験や価値観を伝えることが大切です。

### ■ コミュニティ・スクールの効果的な運営

学校運営の基本方針を地域の方と一緒に考える学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールは、その仕組みを形骸化させることなく子どもたちの学びや成長のために、どのようなことができるかを協議し、共有することで実践につなげることが大切です。そのために、協議や活動が有意義なものとなるための情報提供や協議の場のファシリテート（※）を行います。

また、コミュニティ・スクールの効果的な運営により、子どもの育成を目的としたコミュニティのつながりが深まり、大人の学びと地域活動の活性化が図られます。

---

(※) ファシリテート：会議やワークショップ等の進行において、内容を分かりやすくしたり、深めたりすることで、参加者の理解や学びを促進すること。

### 基本方針③ 文化芸術・スポーツ活動の振興

生涯にわたって、美術や書道、音楽など多岐に渡る様々な芸術活動や、生まれ育った地域で守られてきた伝統芸能などの文化に触れる生活の中で、豊かな感性を育むとともに、表現する力と多様性を受け入れる力が育まれます。

また、スポーツが生活の中に日常的にあることで、健康的な心と体を整えたり、他者とのつながりのなかで、共に生きることを体験的に理解することができます。この文化芸術・スポーツ活動の振興に関する取組は、学校教育、社会教育それぞれのステージで連続的に奨励・振興します。

#### ■ 生涯を通じて文化芸術に触れる機会の充実

小・中学校においては、教科学習を柱にした重点的な取組や芸術・文化活動を充実します。

社会教育においては、芸術や文化に触れる機会を創出する個人や団体の活動支援を行いながら、主体的な活動への動機づけとなる展示・発表会等の提供とともに、埋蔵文化財や古文書など、当市独自の史料の収集と整理作業を進め、郷土学習に活用するための保存方法や収蔵場所の検討を行います。

#### ■ 生涯を通じてスポーツに触れる機会の充実

小・中学校においては、教科学習を柱にした重点的な取組や体育・スポーツ活動を充実します。

社会教育においては、競技スポーツの活動をとりまとめ、推進する団体の育成と支援に加え、スポーツの体験会や競技会の提供体制を整えながら、年齢にかかわらず、みんなで楽しむことができるニュースポーツ等の普及とともに、地域におけるスポーツの指導者育成に努めます。

#### 基本方針④ イノベーションを担う人材の育成

地域社会における複雑で困難な課題の解決や持続的な社会の発展と地域の維持に向けて、自ら新たな考えを生み出したり、多様な考え方を取り入れたりして課題に向き合うなど、地域社会に新たな価値を創造する人材の育成が求められています。

また、既存の枠や複数の分野をまたいで活躍できる多彩な知識とスキルを有する人材の育成が求められています。

#### ■ アントレプレナーシップ教育（※）の推進

学習指導要領を踏まえ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題の解決をめざす探究的な学習や、教科等横断的な学習の充実とともに、起業への理解促進や起業体験活動を推進するために、地域課題解決を題材とした学習プログラムの研究と教育活動をキャリアパスポートを活用するなどして推進します。

また、こうした取組を江津市ビジネスプランコンテストで生まれる起業人材と連携して行います。

#### ■ 多様な立場や意見から新しい考えを生み出す機会の充実

持続可能な地域づくりの取組を始め、みんなで課題解決の取組を進める場合には、それまでに多様な立場や意見を理解しあって合意形成に向けた熟議を行うことが大切です。そこでは、一人一人が現状を知り、将来どうあるべきかを思い描いて行動を起こすための学びの場につながり、そこで生まれる新しい考えは地域づくりや課題解決に向けた新たな知として有益な財産になり得ます。こうした機会が地域社会で行われていくための社会教育活動を推進し、進行役となるファシリテーターの派遣や養成を行います。

---

（※）アントレプレナーシップ教育：ここでは狭義の起業家教育ではなく、起業家に必要とされる精神や資質・能力の育成に着目されるものが、劇的に変化する社会において、現実の社会問題を解決し、よりよい社会を構築しようとする能力や姿勢の育成につながることから学校現場にも、総合的な学習の時間などで取り入れられるようになっている。

## 基本方針① 共生社会の実現に向けた教育の推進

誰一人取り残されず、その人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けて、多様な他者の状況を共感的に受け止め、正しく理解したうえで周囲に伝える力と寛容な精神を備えた人材の育成を進めます。あわせて、人権教育や特別支援等に取り組む関係機関のネットワークの構築と地域社会の理解促進を図る必要があります。

### ■ 人権教育の推進

共生社会の実現に向けては、市民一人一人が人権について深く理解し、お互いの個性や価値観を認め合い、多様性が尊重されることが大切です。そのために、人権の視点を日常に根付かせる取組を行い、家庭・学校・地域において、他者の立場に共感し、違いを尊重する「人権感覚」を育むことで、豊かな心を備えた人材の育成を図ります。

### ■ 子どもの意見の尊重

子ども基本法の理念を踏まえ、子どもが単なる保護の対象ではなく、権利の主体であることを前提に、その意見を表明する権利を尊重します。教育活動や社会に子どもの意見が反映できるように、その意見を引き出すための子どもアドボカシー（※）の取組を進め、子どもの主体的な関わりを社会全体で支えます。

### ■ インクルーシブ教育に係るネットワークの構築

特別な支援が必要な子どもたちが、それぞれの学びの場において、その能力を最大限に発揮し、自立して社会参加できるように、就学前から社会参加までの切れ目のない関係機関の支援を行い、一人一人のニーズに応じた教育の充実を図ります。

また、様々な状況にある子どもが共に学ぶ機会を増やし、お互いの理解を深めるとともに、地域の方々に対する啓発と理解を深める取組を進めます。

---

(※) 子どもアドボカシー：子どもが自分の意見や思いを言葉にする手助けを行い、その子どもの年齢や発達に応じた方法で適切なサポートを行うこと。

## 基本方針② 自他を尊重する心の育成

一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係と自己決定の機会が豊かにある中で自己実現を図ることができる集団の実現は、教育の場にとって極めて重要です。

### ■ いじめ防止への取組

各発達の段階において、基本的な生活習慣や、してはならないこと、善悪の判断や集団・社会のきまりを守ること、相手の考え方や立場を理解し合うことなどを学びながら社会の一員としての自覚を育てることを重視した指導が必要です。さらに、教職員と児童生徒、児童生徒相互の人間関係や、物的な環境を整えて学校生活を整えることも大切です。

さらに、集団生活を通して協力し、自分の役割を果たすことの大切さを考えるような体験活動のなかで道徳性を育むことも必要です。

### ■ 不登校児童生徒等への支援

不登校や不登校傾向の見られる児童生徒へは、保護者や関係機関との連携を図り、心理や福祉の専門家の助言と支援を得ながら、社会的自立をめざす観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報提供等の支援を行います。

また、そのほかの児童生徒の不登校への理解を進めるとともに、保護者等へ相談先や支援機関の分かりやすい情報提供と、地域社会における理解の促進を図ります。

### ■ 道徳教育の推進

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要しながら教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。道徳教育推進教師を中心に体制を整備し、実態を考慮した指導内容の重点化のもと、自己の生き方や人間としての生き方について、考えを深める効果的な教科指導方法や教育活動の工夫に努めます。

### 基本方針③ 多様なニーズに対応した学習機会の提供

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場であり、自己実現に向かう基盤となる場である必要があります。そのために、障がいのある児童生徒や、日本語指導が必要な児童生徒の困り感に合わせた学びと指導を、その実態に応じて適切に提供するとともに困難な状況に寄り添うセーフティネットの構築を図ります。

#### ■ 特別支援教育の推進

特別支援教育では、児童生徒が抱える「困難さ」に対して「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討しながら、指導に当たる必要があります。そのためには、すべての教職員が特別支援教育の目的や意義を理解し、組織的な対応や、支援機関等のサポートを受け入れながら、適切な指導を行います。

#### ■ 日本語支援が必要な児童生徒へのサポート

日本語指導が必要な児童生徒の増加にともない、実態に応じたきめ細かな支援が必要なっています。必要に応じて各校へ日本語支援員を配置して、異なる文化の理解を進めながら、授業がわかるための支援を行います。

#### ■ 学びのセーフティネットの構築

いじめや不登校、経済的困窮など子どもたちが直面する困難な状況に寄り添い、一人一人の自己実現に向けた支援を、関係機関と連携して早い段階で組織的に行う体制を強化します。学校内の居場所づくりや第3の居場所（※）づくりを進め、社会や他者との絆づくりを通して、不登校やいじめなどの未然防止と深刻化防止を図ります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進め、早期発見や適切な対応を行い、学校以外でも相談しやすい環境を整え、ひきこもりへの適切な支援など、連続的な支援体制を整備します。

---

(※) 第3の居場所：困難に直面する子どもたちが、家庭や学校以外の場で安心して過ごせる環境がある居場所。

## 方針①　ＩＣＴ活用のための基盤整備

教育の情報化を推進するため、学校のＩＣＴ環境を整備するとともに、ＩＣＴを活用した学習の充実を図ります。

### ■ 学校ＩＣＴ環境の整備

家庭教育での使用やオンライン授業も視野に入れた高速大容量の校内通信ネットワークシステムを前提とした1人1台のタブレット端末の導入維持と環境整備を継続して行います。

また、これまでの授業とＩＣＴとの最適な組み合わせを検討・構築しながら、合理的配慮の提供と個別最適な学びを進め、「協働的な学び」の充実をめざします。

### ■ ＩＣＴ機器活用のための支援体制の構築

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のもと、教職員、子どもたちが安心して利用できる情報モラル教育の推進や使用ルールの整備を進めます。

また子どもたちの資質・能力の育成を図るため、教職員のサポート体制の充実と学校での授業利活用の補助を行う、経験豊富な地域の方を含めたＩＣＴ支援員の配置を継続します。

## 《学びの環境整備及び体制づくり》

### 方針② 子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境・体制づくり

子どもたちの生命や身体を守るために、危機事象を想定した安全確保に備える体制づくりと環境整備を推進します。

#### ■ 安全教育の推進

子どもたちは守られる対象であるだけでなく、様々な危機事象に対して自らの安全を確保するための能力を育成する必要があります。新しい情報に基づいた未然防止策を含む防災計画・危機管理マニュアル等の改定、地域安全マップづくりや関係機関との連携による安全指導、地域連携による防災訓練等を行うことで、子どもたちの安全意識の向上と、安全・安心な社会づくりに寄与する心を育みます。

#### ■ 安全・安心な教育環境の整備

「学校の新しい生活様式」の視点も踏まえ、児童生徒に安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために危険箇所の修繕・撤去等を含めた施設整備を進めます。併せて、学校のエアコン設置、トイレの洋式化、バリアフリー化などの多様なニーズを踏まえて、老朽化する施設の長寿命化改修も含め計画的に学校施設の環境整備を行います。

また、災害時の地域の避難所としての機能についても防災担当部局と連携し整備を進めます。

#### ■ 学校再編の取組

地域の実情や未来を見通した学校の適正規模・適正配置の観点を踏まえ、再編を含めた新たな学校のあり方を検討し、これからの中学生にとって望ましい教育環境になるように学校整備再編基本計画の見直しを進めます。

### 方針③ 「学びの保障」を支える体制整備

子どもたちの学びを保障するために、支援体制づくり、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を推進します。

#### ■ 子どもたちへのきめ細やかな支援体制づくり

子どもたちの学びを保障するために、一人一人の教育ニーズを踏まえながら、生活や学習における困難を改善・克服するために各種支援員（※）を配置します。また、外国語指導助手：ALT（国際理解教育、外国語指導体制の充実等）、学校司書等（読書活動、学校図書館活用の普及、本を介した子どもとの関わり等の活動推進）を配置し教育体制の充実を図ります。

#### ■ 教職員の資質・能力の向上

校内外の研修や指導主事の学校訪問等を通じ、児童生徒の理解を踏まえた学習や指導のあり方、教育公務員としての責務の理解等、教職員に求められる資質・能力の向上を図ります。また、管理職における評価システムの有効利用により、一人一人の経験年数を踏まえた人材育成を図ります。

#### ■ 教職員の働き方改革の推進

教職員のメンタルヘルス対策の充実を図り、心身の健康保持のもと、教職員が教材研究等の効果的な教育活動の実践や児童生徒と向き合う時間の確保が図られるよう「教職員の働き方改革プラン」に基づいて、意識改革を踏まえた学校現場の業務改善に取り組みます。

また、学校事務職員による学校運営参画や共同学校事務室の設置等により学校事務の適正化、効率化を進めます。学校支援を行うスタッフとして、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、地域指導者等の配置により、教員の負担軽減を支援します。

(※) 各種支援員：学力向上支援員、特別支援教育支援員、日本語指導員

## 7. 大綱の体系図

教育ビジョン

地域を愛し、共に学び、認め合い、未来を創る人づくり

めざす姿

基本方針

具体的な施策

主体的、  
協働的に  
学び続ける人

自立した学ぶ力を育む教育  
の推進

豊かな心、  
健やかな体の育成

教育の場を通じた「つながり」「学び合い」の充実

地域に学び、地域に誇りを  
もつための教育の推進

子どもの育ちを支える  
ネットワークの確立

文化芸術・スポーツ活動  
の振興

イノベーションを担う  
人材の育成

共生社会の実現に向けた  
教育の推進

自他を尊重する  
心の育成

多様なニーズに対応した  
学習機会の提供

新しい時代に求められる資質・能力に対応した学びの提供  
自ら課題を設定した探究的な学習の推進  
家庭学習等における主体的な学びの充実と支援

望ましい生活習慣の確立  
日常生活につながる体力向上・健康づくりの推進  
学校給食・食育の充実

幼小中連携・接続の推進  
教科横断的な学習の充実  
多様な意見に触れる機会の充実

江津市ふるさと・キャリア教育の取組  
体験活動・交流活動の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による教育体制の構築  
コミュニティ・スクールの効果的な運営

生涯を通じて文化芸術に触れる機会の充実  
生涯を通じてスポーツに触れる機会の充実

アントレプレナーシップ教育の推進  
多様な立場や意見から新しい考えを生み出す機会の充実

人権教育の推進  
子どもの意見の尊重  
インクルーシブ教育に係るネットワークの構築

いじめ防止への取組  
不登校児童生徒等への支援  
道徳教育の推進

特別支援教育の推進  
日本語支援が必要な児童生徒等へのサポート  
学びのセーフティネットの構築

学びの環境整備及び体制づくり

ICT活用のための基盤整備

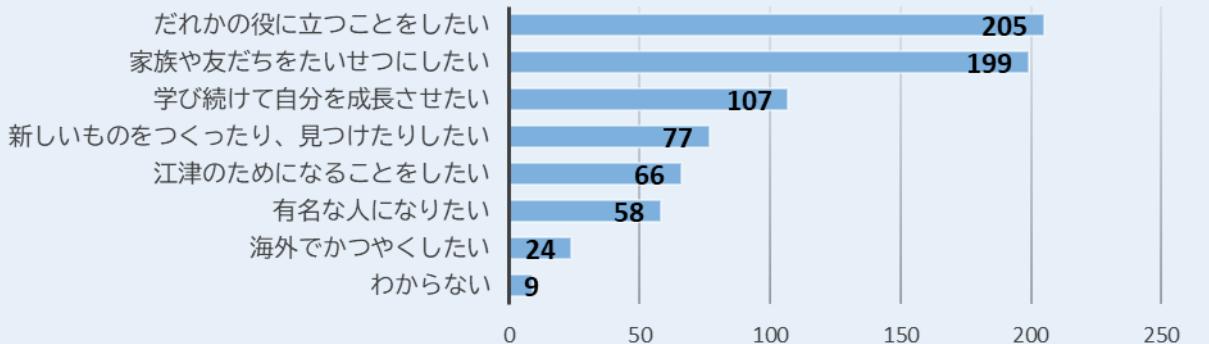
子どもたちが安全・安心に過ごす  
ことのできる環境・体制づくり

「学びの保障」を支える体制整備

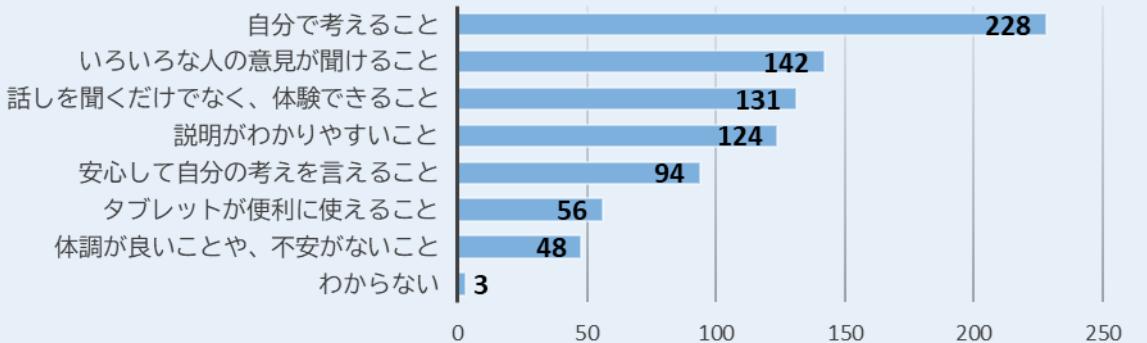
## 【参考】児童生徒のこえ

児童生徒を対象にアンケートを実施して、学びや将来のことに対する考え方を聞きました。（令和7年度小学5年生と中学2年生対象 回答数 290／331）

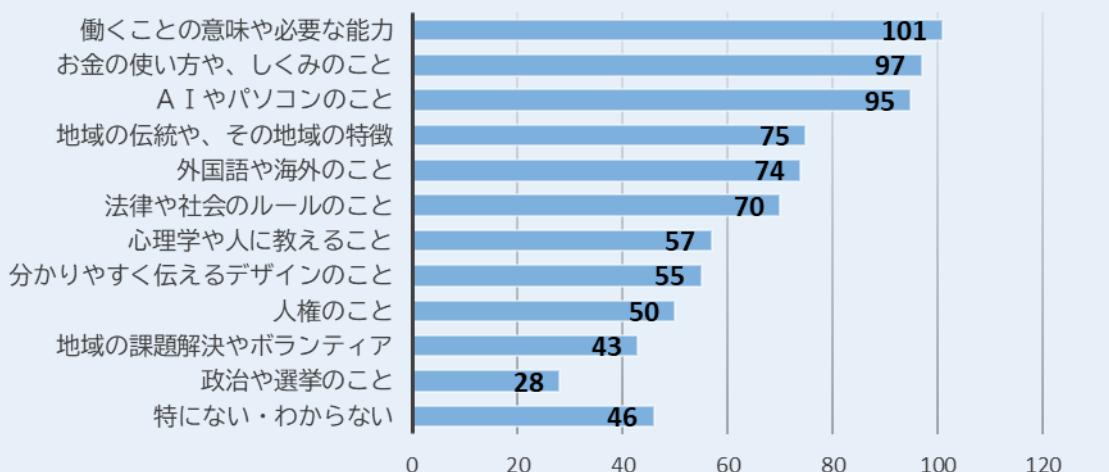
### 未来の自分の姿としてあてはまるもの



### しっかり学ぶために大切だと思うこと



### もっと学びたいと思っていることや、興味のあること





**GO>GOTSU!**  
山陰の「創造力特区」へ。